

ダウンロード

○学習院女子大学協定留学生宿舎費補助に関する規程（平成10年4月1日施行）

学習院女子大学協定留学生宿舎費補助に関する規程

平成10年4月1日
施行

改正 平成16年4月1日 平成19年4月1日
平成23年4月1日 平成25年4月1日
平成29年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、学習院女子大学（大学院を含む。以下「本学」という。）が、協定留学生に対し、宿舎費の一部を補助することにより、宿舎の確保が円滑に行われることを目的とする。

（協定留学生の定義）

第2条 この規程において、「協定留学生」とは、本学学則第41条第1項第1号及び本学大学院学則第37条第1項に定める留学生をいう。

（宿舎の定義）

第3条 この規程において、「宿舎」とは、入居契約に基づいて協定留学生が入居する本学指定の住居をいう。ただし、協定留学生用マンションの管理運営に関する規程及び学習院女子大学協定留学生用マンションの管理運営に関する規程で定める留学生マンションは除く。

（宿舎費の範囲）

第4条 この規程において、「宿舎費」とは、入居契約に基づいて協定留学生が毎月支払う費用のうち、宿舎の使用にかかる部分として入居契約に定められた額をいう。

（補助金及び除外事項）

第5条 宿舎費の補助額（以下「補助金」という。）は、1か月につき、次のとおり定める。

宿舎費	補助金
月額が50,000円未満の場合	宿舎費の全額
月額が50,000円以上の場合	50,000円

2 前項の補助金については、月の途中に入居又は退去した場合において、その入居期間が16日未満であるときは、前項の補助額の2分の1とする。

3 第1項の補助金については、協定留学生が家族以外の第三者と共同で宿舎に入居する場合は、その人数の割合に応じて補助金を減額する。

（補助金受給者の決定）

第6条 補助金を受給できる協定留学生（以下「受給者」という。）は、国際交流推進委員会が選考し、学長が学生部長の意見を徴して決定し、院長に報告する。

（申請）

第7条 補助金を受けようとする協定留学生は、入居時に締結した契約書における契約開始日から1か月以内に、次の必要書類を本学国際交流推進センターに提出することとする。

- 一 協定留学生宿舎費補助申請書
- 二 入居契約書の写し

（更新等）

第8条 受給者が宿舎の所在地の変更及び契約を更新し、引き続き補助を受けようとする場合は、入居時に締結した契約書における契約開始日から1か月以内に、次の必要書類を本学国際交流推進センターに提出することとする。

- 一 協定留学生宿舎費補助変更申請書
- 二 入居契約書の写し

（支給期間）

第9条 この規程により補助金を受給できる期間は、入居契約書の契約開始日の属する月から次のいずれか一つに該当するまでの期間とする。

- 一 入居契約の終了日より前に当該宿舎を退去する場合、その退去する日の属する月
- 二 入居契約の終了日より前に協定留学期間が終了する場合は、その終了日の属する月
- 三 前2号以外の場合は、入居契約者における契約満了日の属する月
(補助金の取消し)

第10条 受給者が次に定める事由が生じた場合には、学長は国際交流推進委員会と学生委員会の議を経て、受給者の決定の取消し又は支給した補助金の返還を命ずることができる。

- 一 申請書に虚偽の記載があった場合
- 二 宿舎を退去したにもかかわらず、宿舎費の補助を受けていた場合
- 三 その他、宿舎費の補助をすることが不相当である場合
(他の奨学金との関係)

第11条 協定留学生在が本学又は本学以外の機関から月額100,000円を超える奨学金を受けている場合、この規程による宿舎費補助を受けることができない。

(実施細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、国際交流推進委員会の発議に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。